

## 不利益処分の処分基準 総括表

部名 農政部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有無	処分基準の公表の有無	備考
1	農務課	農業経営基盤強化促進法	23-3	農用地利用規程の認定の取消し	○	○	
2	農務課	農業経営基盤強化促進法	13	農業経営改善計画の認定の取消し	○	○	
3	農務課	農業経営基盤強化促進法	14の5	青年等就農計画の認定の取消し	○	○	
4	農務課	農業振興地域の整備に関する法律	18の11	農業用施設の配置に関する協定の認可の取消し	○	○	
5	農務課	農業振興地域の整備に関する法律施行令	16-4	農業用施設の維持運営に関する協定の認定の取消し	○	○	
6	農務課	農業振興地域農用地区域外証明に関する要領	4	農用地区域外証明の発行に係る手数料の徴収	○	○	
7	農務課	市民農園整備促進法	9、10	市民農園の開設の認定取消し	○	○	
8	農務課	森林法	10の11の16-1	施業実施協定の認可取消し	○	○	
9	農務課	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-7 11	ハロンズ岩見沢の行政財産の目的外使用許可の取消し等	○	○	
10	農務課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、別表1、別表2	ハロンズ岩見沢の行政財産の目的外使用料の徴収	○	○	
11	農務課	岩見沢市公有財産規則	19	ハロンズ岩見沢の行政財産の目的外使用の損害賠償の命令	○	○	
12	農務課	岩見沢市公有財産規則	18	ハロンズ岩見沢の行政財産の目的外使用の原状回復の義務	○	○	
13	農務課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	ハロンズ岩見沢の行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	
14	農務課	地方自治法 岩見沢市農業技術情報施設条例	14-3、228-3 7	農業技術情報施設の使用に係る過料の賦課処分	○	○	
1	農業基盤整備課	土地改良法 国営土地改良事業負担金徴収条例	90-6 2	国営土地改良事業の負担金の徴収	○	○	
2	農業基盤整備課	土地改良法 岩見沢市北海道営土地改良事業分担金の徴収に関する条例	91-3、91の2-1 2	道営土地改良事業の分担金及び特別徴収金の徴収	○	○	
3	農業基盤整備課	土地改良法 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	96-4、36、36 の2 2、2の2、3	市営土地改良事業の賦課金及び特別徴収金の徴収	○	○	

## 不利益処分の処分基準 総括表

部名 農政部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有無	処分基準の公表の有無	備考
4	農業基盤整備課	土地改良法	53の5、96の4	市営土地改良事業の一時利用地指定	× 申請実績がなく 設定が困難	× 申請実績がなく 設定が困難	
5	農業基盤整備課	土地改良法	53の8、96の4	市営土地改良事業の一時利用地指定の利益相当額の徴収	○	○	
6	農業基盤整備課	土地改良法	53の6、96の4	市営土地改良事業の使用及び収益の停止	○	○	
7	農業基盤整備課	土地改良法	54の3、96の4	市営土地改良事業の清算金の徴収	○	○	
8	農業基盤整備課	土地改良法	119	市営土地改良事業の障害物の移転	× 申請実績がなく 設定が困難	× 申請実績がなく 設定が困難	
9	農業基盤整備課	岩見沢市多目的研修集会施設等 条例	7-1、別表、18	岩見沢市多目的研修集会施設等利用料の徴収	○	○	
10	農業基盤整備課	岩見沢市多目的研修集会施設等 条例	11	岩見沢市多目的研修集会施設等の使用許可の取消し 等	○	○	
11	農業基盤整備課	岩見沢市多目的研修集会施設等 条例	12	岩見沢市多目的研修集会施設等の原状回復の義務	○	○	
12	農業基盤整備課	岩見沢市多目的研修集会施設等 条例	13	岩見沢市多目的研修集会施設等の使用に係る損害賠償	○	○	
13	農業基盤整備課	岩見沢市多目的研修集会施設等 条例	14	岩見沢市多目的研修集会施設等の入場制限	○	○	
14	農業基盤整備課	岩見沢市多目的研修集会施設等 条例	15	岩見沢市多目的研修集会施設等の必要措置の命令等	○	○	
15	農業基盤整備課	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-7 11	岩見沢市多目的研修集会施設等の行政財産の目的外 使用許可の取消し等	○	○	
16	農業基盤整備課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、別表第1、別表第2	岩見沢市多目的研修集会施設等の行政財産の目的外 使用料の徴収	○	○	
17	農業基盤整備課	岩見沢市公有財産規則	19	岩見沢市多目的研修集会施設等の行政財産の損害賠償 の命令	○	○	
18	農業基盤整備課	岩見沢市公有財産規則	18	岩見沢市多目的研修集会施設等の行政財産の目的外 使用の原状回復の義務	○	○	
19	農業基盤整備課	岩見沢市農産加工施設条例	7-1、別表	岩見沢市農産加工施設使用料の徴収	○	○	
20	農業基盤整備課	岩見沢市農産加工施設条例	12	岩見沢市農産加工施設の使用許可の取消し等	○	○	
21	農業基盤整備課	岩見沢市農産加工施設条例	13	岩見沢市農産加工施設の原状回復の義務	○	○	

## 不利益処分の処分基準 総括表

部名 農政部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有無	処分基準の公表の有無	備考
22	農業基盤整備課	岩見沢市農産加工施設条例	14	岩見沢市農産加工施設の使用に係る損害賠償	○	○	
23	農業基盤整備課	岩見沢市農産加工施設条例	15	岩見沢市農産加工施設の入場制限	○	○	
24	農業基盤整備課	岩見沢市農産加工施設条例	16	岩見沢市農産加工施設の必要措置の命令等	○	○	
25	農業基盤整備課	地方自治法 岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例	244の2の11 8の1	岩見沢市多目的研修集会施設等に係る指定管理者の指定の取消し等	○	○	
26	農業基盤整備課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	岩見沢市多目的研修集会施設等の行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	
27	農業基盤整備課	地方自治法 岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例	244の2の11 8の1	岩見沢市農産加工施設に係る指定管理者の指定の取消し等（毛陽農産加工実習体験センター）	○	○	
28	農業基盤整備課	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-7 11	岩見沢市農産加工施設の行政財産の目的外使用の使用許可の取消し等	○	○	
29	農業基盤整備課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、別表第1、別表第2	岩見沢市農産加工施設の行政財産の目的外使用の使用料の徴収	○	○	
30	農業基盤整備課	岩見沢市公有財産規則	19	岩見沢市農産加工施設の行政財産の目的外使用の損害賠償の命令	○	○	
31	農業基盤整備課	岩見沢市公有財産規則	18	岩見沢市農産加工施設の行政財産の目的外使用の原状回復の義務	○	○	
32	農業基盤整備課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	岩見沢市農産加工施設の行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	
33	農業基盤整備課	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-7 11	農業用排水施設等の行政財産の目的外使用許可の取消し等	○	○	
34	農業基盤整備課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則 岩見沢市道路占用料条例	4-1 9 2-1	農業用排水施設等の行政財産の目的外使用料の徴収	○	○	
35	農業基盤整備課	岩見沢市公有財産規則	19	農業用排水施設等の行政財産の損害賠償の命令	○	○	
36	農業基盤整備課	岩見沢市公有財産規則	18	農業用排水施設等の行政財産の目的外使用の原状回復の義務	○	○	
37	農業基盤整備課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	農業用排水施設等の行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	
1	北村産業振興課	岩見沢市農業技術情報施設条例	6-1、別表第2	土壌分析施設の土壌診断分析関係手数料の徴収	○	○	

## 不利益処分の処分基準 総括表

部名 農政部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有無	処分基準の公表の有無	備考
2	北村産業振興課	地方自治法 岩見沢市農業技術情報施設条例	14-3、228-37	土壌分析施設の手数料に係る過料の賦課処分	○	○	
3	北村産業振興課	岩見沢市農産加工施設条例	7-1、別表	北村農産加工研究センター使用料の徴収	○	○	
4	北村産業振興課	岩見沢市農産加工施設条例	12	北村農産加工研究センターの使用許可の取消し等	○	○	
5	北村産業振興課	岩見沢市農産加工施設条例	13	北村農産加工研究センターの原状回復の義務	○	○	
6	北村産業振興課	岩見沢市農産加工施設条例	14	北村農産加工研究センターの使用に係る損害賠償	○	○	
7	北村産業振興課	岩見沢市農産加工施設条例	15	北村農産加工研究センターの入場制限	○	○	
8	北村産業振興課	岩見沢市農産加工施設条例	16	北村農産加工研究センターの必要措置の命令等	○	○	
9	北村産業振興課	地方自治法 岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例	244の2の11 8の1	北村農産加工研究センターに係る指定管理者の指定の取消し等	○	○	
10	北村産業振興課	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-7 11	北村農産加工研究センターの行政財産の目的外使用許可の取消し等	○	○	
11	北村産業振興課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、別表第1、別表第2	北村農産加工研究センターの行政財産の目的外使用の使用料の徴収	○	○	
12	北村産業振興課	岩見沢市公有財産規則	19	北村農産加工研究センターの行政財産の目的外使用の損害賠償の命令	○	○	
13	北村産業振興課	岩見沢市公有財産規則	18	北村農産加工研究センターの行政財産の目的外使用の原状回復の義務	○	○	
14	北村産業振興課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-34-5	北村農産加工研究センターの行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	
1	栗沢産業振興課	岩見沢市農村体験公園条例	6-1、別表	岩見沢市農村体験公園使用料の徴収（市民農園）	○	○	
2	栗沢産業振興課	岩見沢市農村体験公園条例	6-1、別表	岩見沢市農村体験公園使用料の徴収（体験農園）	○	○	
3	栗沢産業振興課	岩見沢市農村体験公園条例	6-1、別表	岩見沢市農村体験公園使用料の徴収（農村公園）	○	○	
4	栗沢産業振興課	岩見沢市農村体験公園条例	6-1、別表	岩見沢市農村体験公園使用料の徴収（土里夢館）	○	○	
5	栗沢産業振興課	岩見沢市農村体験公園条例	11	岩見沢市農村体験公園の損害賠償の命令	○	○	

## 不利益処分の処分基準 総括表

部名 農政部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有無	処分基準の公表の有無	備考
6	栗沢産業振興課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、別表第1、別表第2	岩見沢市農村体験公園行政財産の目的外使用料の徴収	○	○	
7	栗沢産業振興課	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-7 11	岩見沢市農村体験公園行政財産の目的外使用許可の取消し等	○	○	
8	栗沢産業振興課	岩見沢市公有財産規則	19	岩見沢市農村体験公園行政財産の損害賠償の命令	○	○	
9	栗沢産業振興課	岩見沢市公有財産規則	18	岩見沢市農村体験公園行政財産の目的外使用に係る原状回復の義務	○	○	
10	栗沢産業振興課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	岩見沢市農村体験公園の行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	
11	栗沢産業振興課	地方自治法 岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	244の2-11 8-1	岩見沢市農村体験公園の指定管理者の指定の取消し等	○	○	
12	栗沢産業振興課	土地改良法 国営土地改良事業負担金徴収条例	90-6 2	国営栗沢東部地区農地開発事業の負担金の徴収	○	○	
13	栗沢産業振興課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、別表第1、別表第2	野菜直売所施設行政財産の目的外使用料の徴収	○	○	
14	栗沢産業振興課	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-7 11	野菜直売所施設行政財産の目的外使用許可の取消し等	○	○	
15	栗沢産業振興課	岩見沢市公有財産規則	19	野菜直売所施設行政財産の目的外使用許可の損害賠償の命令	○	○	
16	栗沢産業振興課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	野菜直売所施設行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	
17	栗沢産業振興課	岩見沢市公有財産規則	18	野菜直売所施設行政財産の目的外使用に係る原状回復の義務	○	○	
18	栗沢産業振興課	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例	10	種馬鈴しょ生産者登録の取消し等の処分	○	○	